

(仮称)浜松市沖洋上風力発電事業 計画段階環境配慮書の手続きについて

1. 事業の概要

名称	(仮称)浜松市沖洋上風力発電事業	
原動力の種類	風力(洋上)	
出力	風力発電所の総出力	最大 625,000kW
	風力発電機の単機出力	9,500kW~20,000kW を想定
	風力発電機の基数	最大 66 基
実施想定区域	浜松市沖の沿岸海域	

<参考>風力発電所建設における環境影響評価の規模要件

環境影響評価法		浜松市環境影響評価条例	
第1種事業	第2種事業	第1種事業	第2種事業
出力 50,000kW 以上	出力 37,500kW 以上	出力 7,500kW 以上	出力 1,000kW 以上

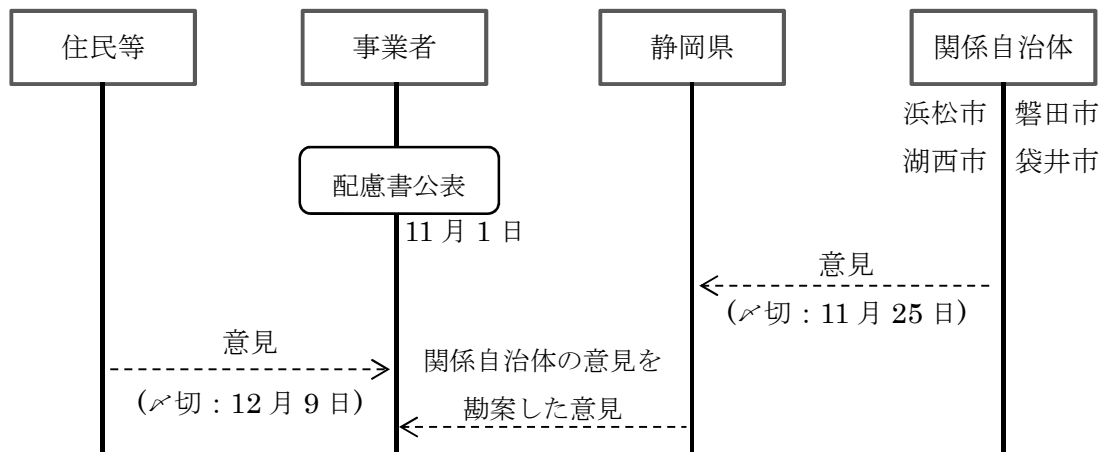
2. 配慮書の手続きについて

配慮書とは、事業への早期段階における環境配慮を可能にするため、第1種事業を実施しようとするものが、事業の一・規模等の検討段階において、環境保全のために適正な配慮をしなければならない事項について検討を行い、その結果をまとめた図書。

配慮書の作成の際には、事業の位置、規模等に関する複数案の検討を行うとともに、対象事業の実施が想定される地域の生活環境、自然環境などに与える影響について、地域の環境を良く知っている住民をはじめとする一般の方々、専門家、地方公共団体などの意見を取り入れるよう努めることとされている。

<環境省パンフレット「環境アセスメント制度のあらまし」より抜粋>

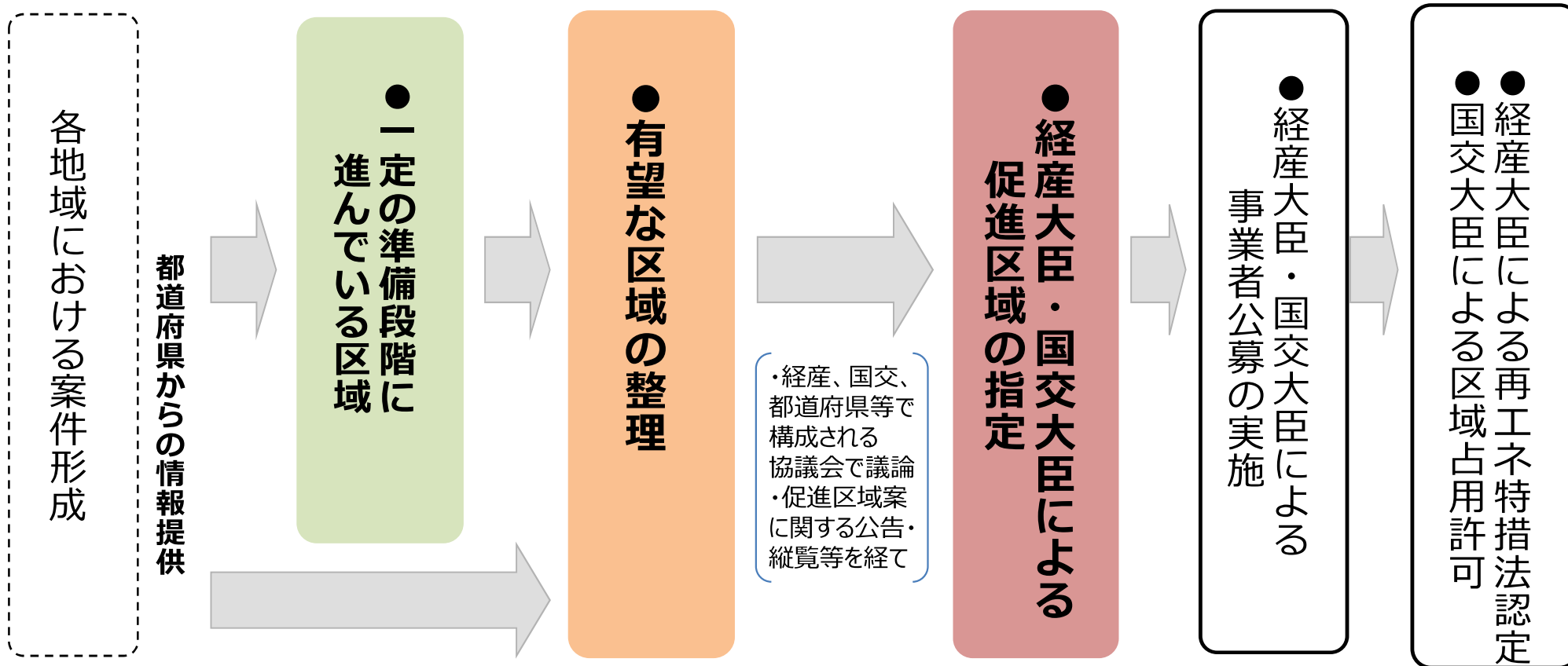
3. 今回の事業における今後のフローについて



県内の洋上風力発電事業（手続き中のもの）

名称	浜松市沖洋上風力	パシフィコ・エナジー遠州灘洋上風力	パシフィコ・エナジー南伊豆洋上風力発電
事業者	浜松洋上風力発電合同会社	パシフィコ・エナジー株式会社 (令和4年1月に『遠州灘洋上風力発電第一合同会社』へ事業承継)	パシフィコ・エナジー株式会社
場所			
規模（基数）	625,000kW（9,500～20,000kW×66基）	650,000kW（5,000kW×130基）	500,000kW（5,000～12,000kW×100基）
配慮書手続	令和4年（2022年）11月	令和元年（2019年）5月	令和元年（2019年）8月
関係自治体	浜松市、湖西市、磐田市、袋井市	掛川市、袋井市、御前崎市	伊東市、下田市、河津町、東伊豆町、南伊豆町

再エネ海域利用法に基づく区域指定・事業者公募の流れ

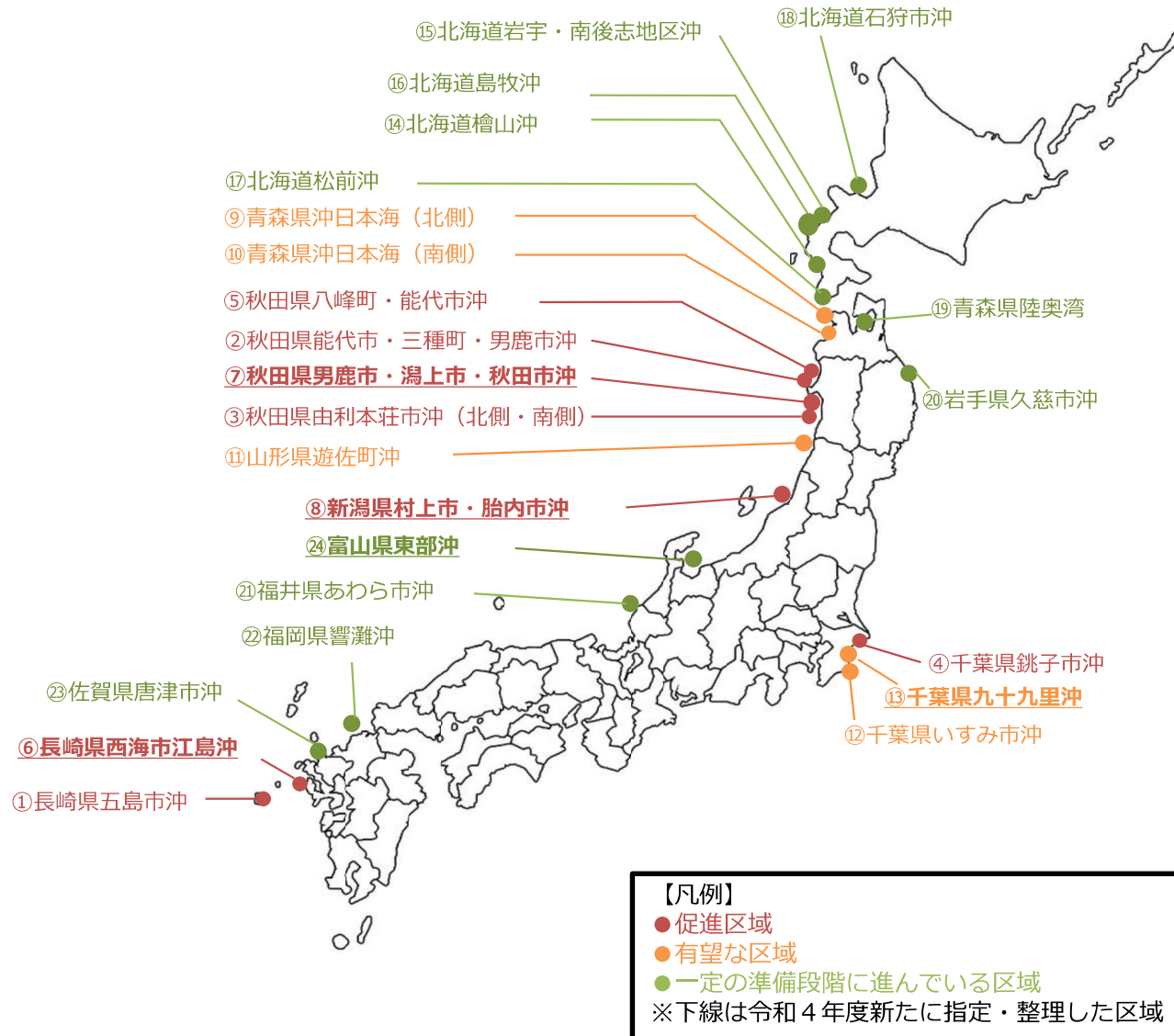


- ### 有望な区域の要件（促進区域指定ガイドライン）
- (1) 促進区域の候補地があること
 - (2) 利害関係者を特定し、協議会を開始することについて同意を得ていること（協議会の設置が可能であること）
 - (3) 区域指定の基準（系統確保、風況等の自然的条件、航路・港湾との調整等）に基づき、促進区域に適していることが見込まれること

- ### 促進区域の要件（再エネ海域利用法）
- (1) 自然的条件が適当で発電設備出力が相当程度見込まれること。
 - (2) 航路等へ支障を及ぼさないこと
 - (3) 港湾との一体的な利用が可能であること
 - (4) 系統の確保が適切にみこまれること。
 - (5) 漁業への支障を及ぼさないことが見込まれること
 - (6) 他法令で指定された海域、水域（漁港区域や港湾区域、海岸保全区域等）と重複しないこと

再エネ海域利用法の案件形成状況

促進区域、有望な区域等の指定・整理状況
(2022年9月30日)



区域名	
促進区域	事業者選定済
	①長崎県五島市沖（浮体）
	②秋田県能代市・三種町・男鹿市沖
	③秋田県由利本荘市沖
	④千葉県銚子市沖
	⑤秋田県八峰町・能代市沖
有望区域	<u>⑥長崎県西海市江島沖</u>
	<u>⑦秋田県男鹿市・潟上市・秋田市沖</u>
	<u>⑧新潟県村上市・胎内市沖</u>
	⑨青森県沖日本海（北側）
	⑩青森県沖日本海（南側）
	⑪山形県遊佐町沖
一定の準備段階に進んでいる区域	⑫千葉県いすみ市沖
	<u>⑬千葉県九十九里沖</u>
	⑭北海道檜山沖
	⑮北海道岩宇・南後志地区沖
	⑯青森県陸奥湾
	⑰北海道松前沖
	⑱岩手県久慈市沖（浮体）
	⑲青森県陸奥湾
	⑳福井県あわら市沖
	㉑福岡県響灘沖
	㉒佐賀県唐津市沖
	<u>㉓富山県東部沖（着床・浮体）</u>

(仮称) 浜松市沖洋上風力発電事業に係る 計画段階環境配慮書

2022年11月10日

浜松洋上風力発電合同会社

1

ご説明内容

1. 会社概要
2. 事業計画の概要
3. 計画段階配慮事項の選定
4. 調査、予測及び評価の結果

1. 会社概要

①第一種事業を実施しようとする者の名称

◆浜松洋上風力発電合同会社

浜松洋上風力発電合同会社は、(仮称)浜松市沖洋上風力発電事業を推進するために設立した「特別目的会社※」です。

※：特別目的会社の代表者は、「INFLUX OFFSHORE WIND POWER HD 株式会社」であり、その会社概要は以下のとおりです。

【参考】INFLUX OFFSHORE WIND POWER HD 株式会社の概要

法人名(商号)	INFLUX OFFSHORE WIND POWER HD 株式会社
代表者名	代表取締役 星野 敦
設立年月日	2020年2月26日(株式会社INFLUX設立 2018年3月)
資本金	資本金 : 1,898,485,000円 資本準備金 : 1,898,485,000円
従業員数	約70名(関連会社含む)
主な事業内容	日本における洋上風力発電の開発、設計、ファイナンス
所在地	東京都港区新橋6-17-21 住友不動産御成門駅前ビル10階
支社・支店	石狩支店、留萌支店、札幌支店、青森支社、鰺ヶ沢支店、埼玉支店、浜松支店、福岡支社、唐津支店、鹿児島支店

ご説明内容

1. 会社概要
2. 事業計画の概要
3. 計画段階配慮事項の選定
4. 調査、予測及び評価の結果

2. 事業計画の概要

①事業の目的

◆事業の目的

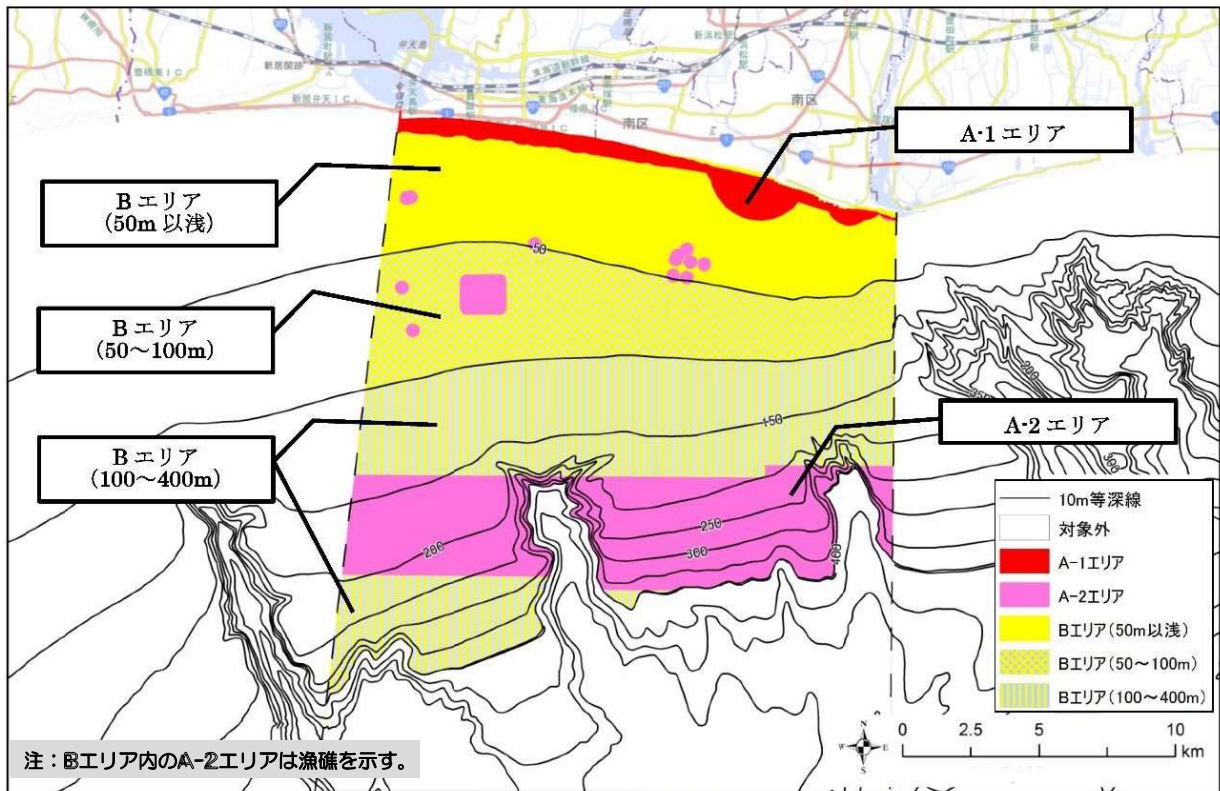
本事業は、地球温暖化問題に対する国の政策や静岡県・浜松市の取り組みにも即したものであるとともに、低炭素の国産エネルギー源の活用によるエネルギー自給率向上への寄与、地元経済活性化への貢献を目指して取り組むものです。

2. 事業計画の概要

②事業の概要

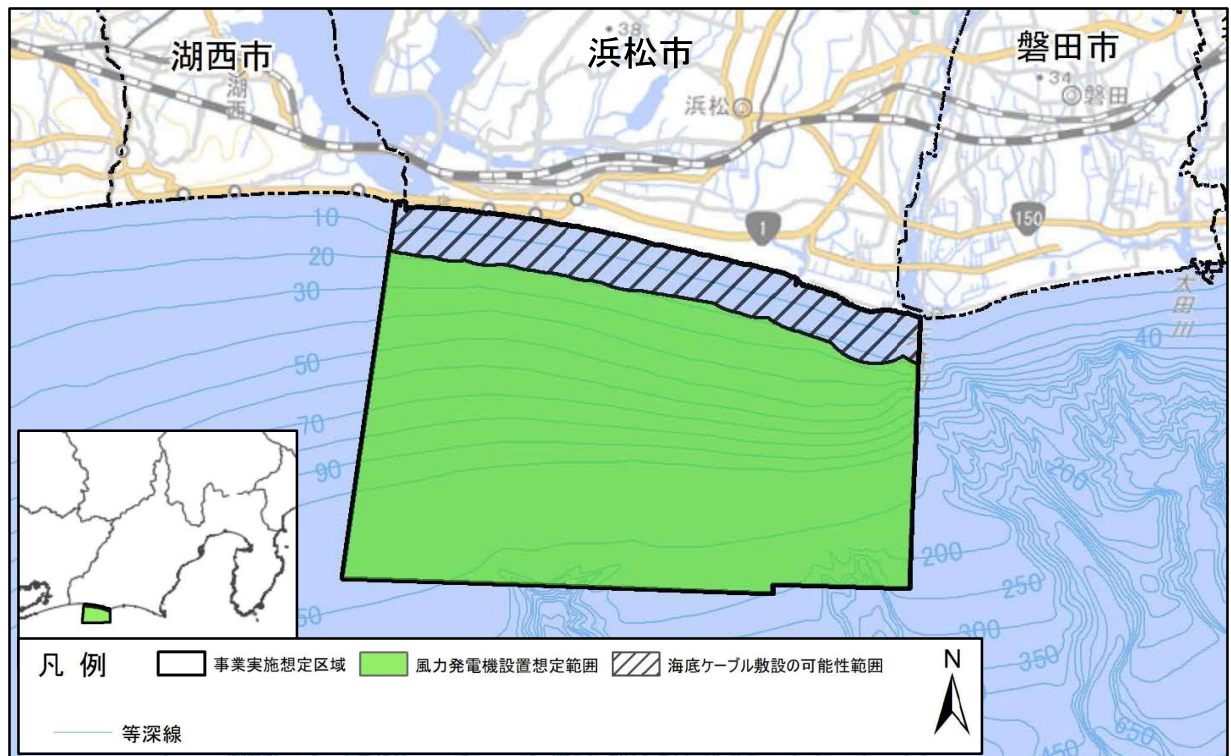
◆事業の概要

第一種事業の名称		(仮称)浜松市沖洋上風力発電事業
事業実施想定区域	位置	静岡県浜松市の沖合
	面積	約21,107ha (このうち風力発電機設置想定範囲は約19,497ha)
	区域設定の考え方	事業実施想定区域は、環境省の「平成29年度風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業」で選定された地域で、海域では「Bエリア」“漁業者をはじめ海面利用者等との調整等、立地には課題があり、課題をクリアできれば、立地が可能となり得るエリア”として設定された区域である。
海底ケーブル設置想定区域		約1,610ha
関係地方公共団体		浜松市と隣接する湖西市、磐田市及び袋井市



浜松市洋上風力ゾーニングマップ

7



事業実施想定区域

8

2. 事業計画の概要

③主な設備の概要

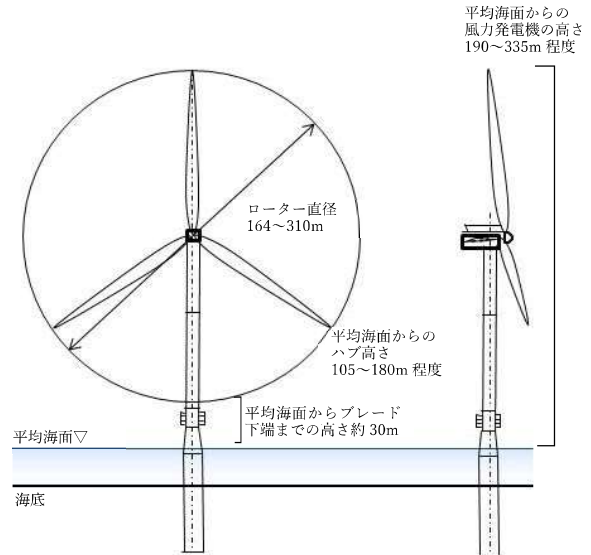
◆発電機

風力発電所総出力（最大）：625,000kW（625MW）

風力発電機の基数（最大）：66基(単機9,500kW～20,000kWを想定)

項目	諸元
定格出力	9,500kW(9.5MW)～ 20,000kW(20MW)
ブレード枚数	3枚
ローター直径	164～310m
ハブ高さ	平均海面より105～180m
最大高さ	平均海面より190～335m

注：「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行令」では促進区域内海域の占用等に係る許可を要する海域の上空の区域は315mまでの区域となっていることから、今後、風力発電機の最大高さについてはこの範囲内で計画する予定である。

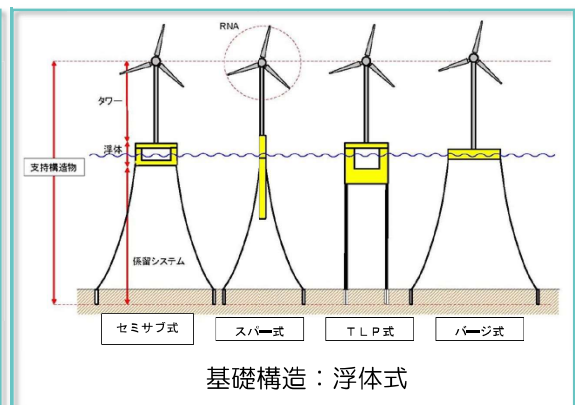
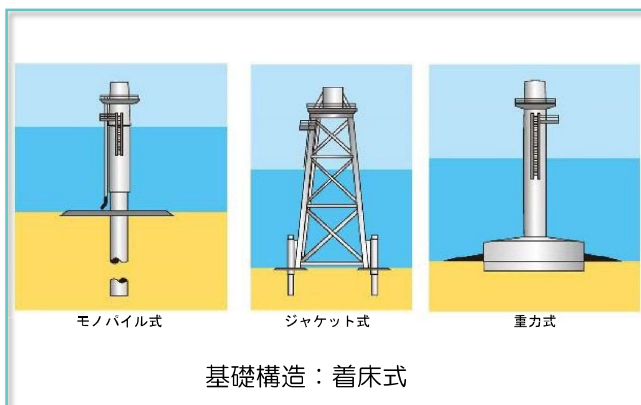


9

◆基礎構造

着床式は、モノパイル式、ジャケット式及び重力式を想定。
浮体式は、セミサブ式、スパー式、TLP式及びバージ式を想定。

単機出力	最大基数
9,500kW(9.5MW)	66基
12,000kW(12MW)	53基
20,000kW(20MW)	32基



2. 事業計画の概要

④工事計画の概要

◆工事内容

風力発電事業における主な工事の内容は、以下のとおりです。

- ・基礎工事
- ・風車組立、設置工事(風力発電機の輸送を含む。)
- ・電気工事(海底ケーブル敷設工事等)

◆工事期間及び工事工程

「再エネ海域利用法」に基づく公募により事業者として選定された場合、着工後3年程度を想定しています。

◆輸送計画

資材搬入や施工に際する主要な交通ルートは、海上、陸上を想定しています。但し、大型部品は船舶を用いて基地港に搬入し、組み立て後、再度、専用船等を用いて計画地点に輸送する予定です。詳細については、現在検討中です。

ご説明内容

1. 会社概要
2. 事業計画の概要
3. 計画段階配慮事項の選定
4. 調査、予測及び評価の結果

3. 計画段階配慮事項の選定

①計画段階配慮事項の選定の結果

事業特性、地域特性を踏まえ、「発電所アセス省令」に基づき「重大な影響を受けるおそれがある環境要素」に関し、計画段階配慮事項を選定した。

項 目		影響要因の区分	計画段階配慮事項として選定する理由
環境要素の区分			
大気環境	騒音及び超低周波音	・施設の稼働	配慮が特に必要な施設(学校、病院、福祉施設等)及び住宅が存在し、施設の稼働に伴う騒音の影響が及び可能性がある。
その他の環境	風車の影	・施設の稼働	配慮が特に必要な施設(学校、病院、福祉施設等)及び住宅が存在し、施設の稼働に伴う風車の影の影響が及び可能性がある。
動物	重要な種及び注目すべき生息地(海域に生息するものを除く。)	・地形改変及び施設の存在 ・施設の稼働	上空を飛翔する鳥類等に影響が生じる可能性がある。
	海域に生息する動物	・地形改変及び施設の存在	海域に生息する動物に影響が生じる可能性がある。
植物	海域に生育する植物	・地形改変及び施設の存在	海域に生育する植物に影響が生じる可能性がある。
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	・地形改変及び施設の存在	主要な眺望景観の変化等が予想される。
人と自然との触れ合いの活動の場		・地形改変及び施設の存在	人と自然との触れ合いの活動の場に影響が生じる可能性がある。

3. 計画段階配慮事項の選定

②計画段階配慮事項の非選定の理由

項 目		影響要因の区分	計画段階配慮事項として選定しない理由
環境要素の区分			
工事の実施に係る項目		・資材等の搬出入 ・建設機械の稼働 ・造成等の施工の一時的な影響	工事中の項目については、現時点で工事計画が定まっていないことから、計画段階配慮事項として選定しない。方法書以降で取り扱う。
その他の環境	重要な地形及び地質	・地形改変及び施設の存在	事業実施想定区域には陸域は含まれず、重要な地形及び地質は存在しないことから、計画段階配慮事項として選定しない。
植物	重要な種及び重要な群落(海域に生育するものを除く。)	・地形改変及び施設の存在	事業実施想定区域には陸域は含まれず、直接的な改変はないことから、計画段階配慮事項として選定しない。
生態系	地域を特徴づける生態系	・地形改変及び施設の存在 ・施設の稼働	事業実施想定区域には陸域は含まれず、直接的な改変はないことから、計画段階配慮事項として選定しない。

ご説明内容

1. 会社概要
2. 事業計画の概要
3. 計画段階配慮事項の選定
4. 調査、予測及び評価の結果

15

4. 調査、予測及び評価の結果

配慮書(p4 3-1~12)

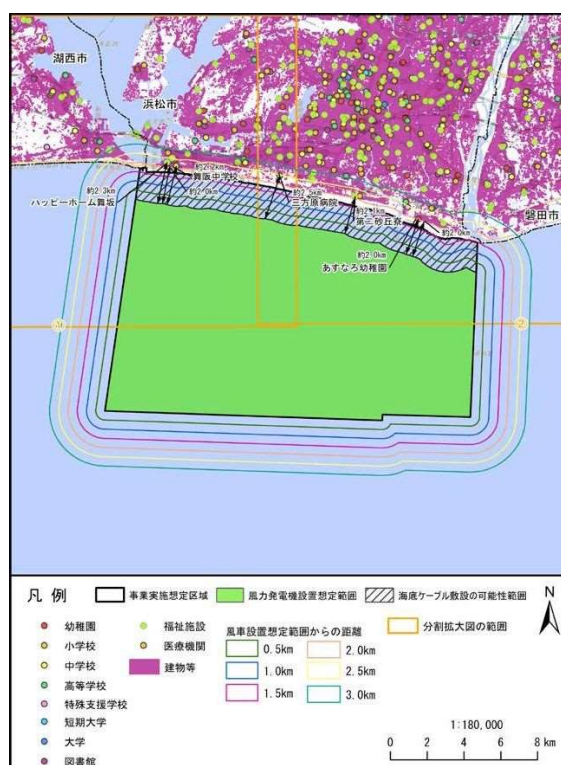
①-1 騒音

◆調査結果

- ・風力発電機による騒音の影響範囲を十分に含む範囲として、事業実施想定区域から3.0 kmの範囲を調査地域とした。
- ・事業実施想定区域に最も近い配慮が特に必要な施設は学校等(あすなろ幼稚園)が約2.0 kmの地点に、最も近い住宅等の建物は約2.0 kmの地点に存在する。

NO.	区分	施設名	事業実施想定区域からの距離
①	学校	あすなろ幼稚園	約2.0 km
②	福祉施設	第二砂丘園	約2.1 km
③	病院	三方原病院	約2.5 km

注：「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」(環境省)によると、国内の先行実施モデル事業における検討事例では、2 km以内に存在する住宅等を500mごとに整理する予測方法が採用されている。また、「発電所アセス省令」では、発電所一般において環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、事業実施想定区域及びその周囲1 kmの範囲内としている。」と記載されている。しかしながら、近年設置される風力発電機は、従来機種と比べて大型化していることから、安全側として、調査範囲は風力発電機設置想定範囲から3.0 kmとして設定した。



16

4. 調査、予測及び評価の結果

①-2 騒音

◆予測・評価

風力発電機設置範囲から3.0 km の範囲における配慮が特に必要な施設等は25 施設、住居の可能性のある建物は18,539 戸が存在し、このうち最短距離の施設等は約2.0 km である。このため、施設の稼働により発生する騒音及び超低周波音による重大な影響を受ける可能性がある」と評価する。

なお、上記の状況を踏まえ、今後の環境影響評価手続き及び詳細設計において、以下に示す事項に留意する。

[留意事項]

- 配慮が特に必要な施設等からの距離に留意して、風力発電機の配置等を検討する。
- 事業による騒音及び超低周波音の影響の程度を把握し、必要に応じて環境保全措置を検討する。

配慮が特に必要な施設等の分布

風力発電機設置範囲からの距離(km)	住居の可能性 がある建物 (戸)	学校 (施設)	医療機関 (施設)	福祉施設 (施設)
0~2.0	0	0	0	0
2.0~2.5	6,961	7	1	4
2.5~3.0	11,578	6	0	7
合計	18,539	13	1	11

4. 調査、予測及び評価の結果

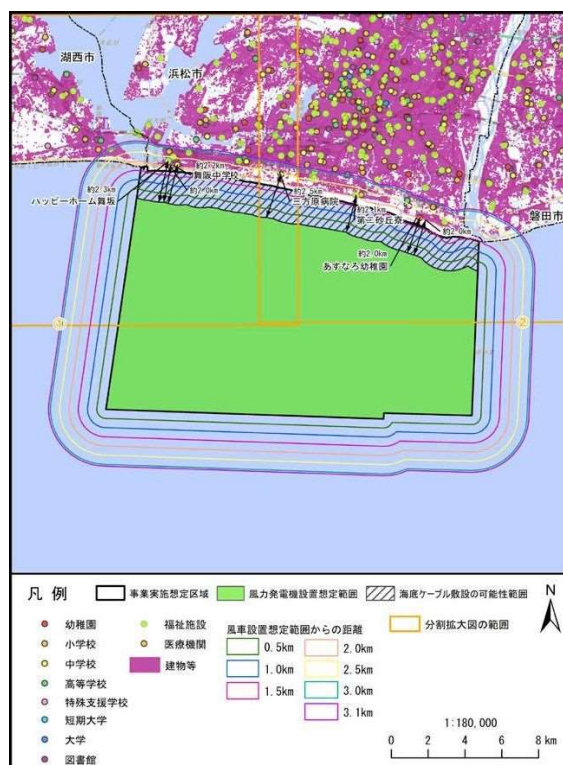
②-1 風車の影

◆調査結果

- 風力発電機による風車の影の影響範囲を十分に含む範囲として、事業実施想定区域から3.1 km の範囲を調査地域とした。
- 最も近い住宅等の建物は約2.0 km の地点に存在する。事業実施想定区域に最も近い配慮が特に必要な施設は、以下のとおりである。

NO.	区分	施設名	事業実施想定区域からの距離
①	学校	あすなる幼稚園	約2.0 km
②	福祉施設	第二砂丘園	約2.1 km
③	病院	三方原病院	約2.5 km

注：Renewable Energy: A Companion Guide to PPS22」(Office of Deputy Premier, 2004)によれば、風車の影による影響はローター直径の10倍(10D)の範囲内で発生するとされていることから、調査範囲については、風力発電機設置範囲から3.1 km の範囲で整理した。



4. 調査、予測及び評価の結果

配慮書(p43-18~23)

②-2 風車の影

◆予測・評価

風力発電機設置範囲から3.1kmの範囲における配慮が特に必要な施設等は27施設、住居の可能性のある建物は20,910戸が存在し、このうち最短距離の施設等は約2.0km、住居の可能性のある建物は約2.0kmである。このため、施設の稼働により発生する風車の影による重大な影響を受ける可能性があるとして評価する。

なお、上記の状況を踏まえ、今後の環境影響評価手続き及び詳細設計において、以下に示す事項に留意する。

[留意事項]

- ・ 配慮が特に必要な施設等からの距離に留意して風力発電機の配置等を検討する。
- ・ 風車の影の影響範囲及び時間を適切に把握し、必要に応じて環境保全措置を検討する。

配慮が特に必要な施設等の分布

風力発電機設置範囲からの距離(km)	住居の可能性のある建物(戸)	学校(施設)	医療機関(施設)	福祉施設(施設)
0~2.0	0	0	0	0
2.0~2.5	6,961	7	1	4
2.5~3.0	11,578	6	0	7
3.0~3.1	2,371	1	0	1
合計	20,910	14	1	12

19

4. 調査、予測及び評価の結果

配慮書(p43-24~39, p43-44~56)

③-1 動物（陸域・海域）

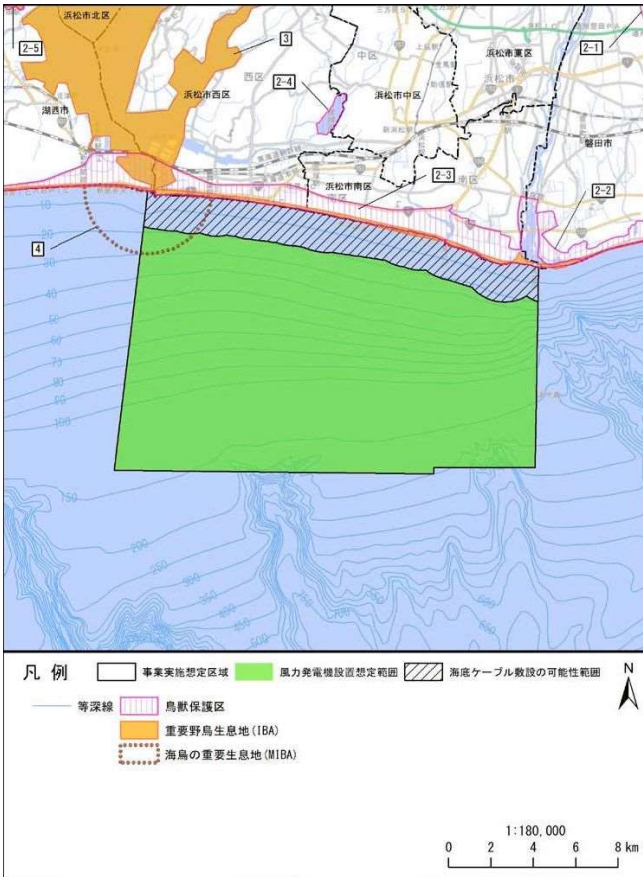
◆調査結果

①陸域に生息する種

- ・ 事業実施想定区域の周囲では、哺乳類（コウモリ類）4種、重要な鳥類116種が重要な種として確認された。
- ・ 陸域における動物の注目すべき生息地は、事業実施想定区域の周囲には、浜松市指定天然記念物、県指定鳥獣保護区、重要野鳥生息地（BA）、海鳥の重要生息地（MBA）、海鳥の繁殖地、ウミガメの産卵地、生物多様性保全の鍵になる重要な地域（KBA）、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、生物多様性保全上重要な里地里山、保護水面区域及び干潟が存在し、事業実施想定区域内に海鳥の重要生息地（MBA）の一部が含まれる。

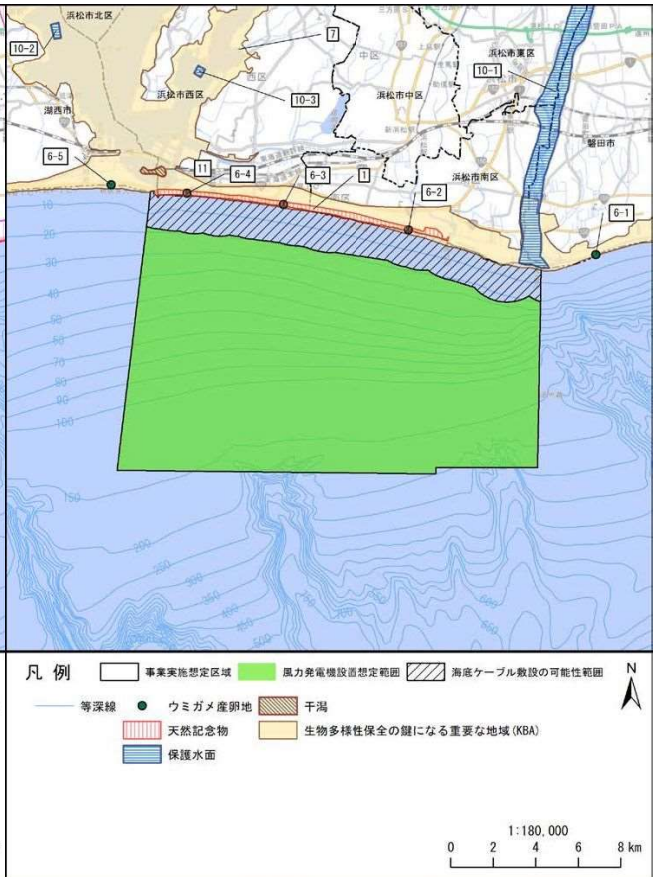
②海域に生息する種

- ・ 「生物多様性の観点から重要度の高い海域」及び「海生生物の重要な生息環境」が、事業実施想定区域内に一部が含まれる。

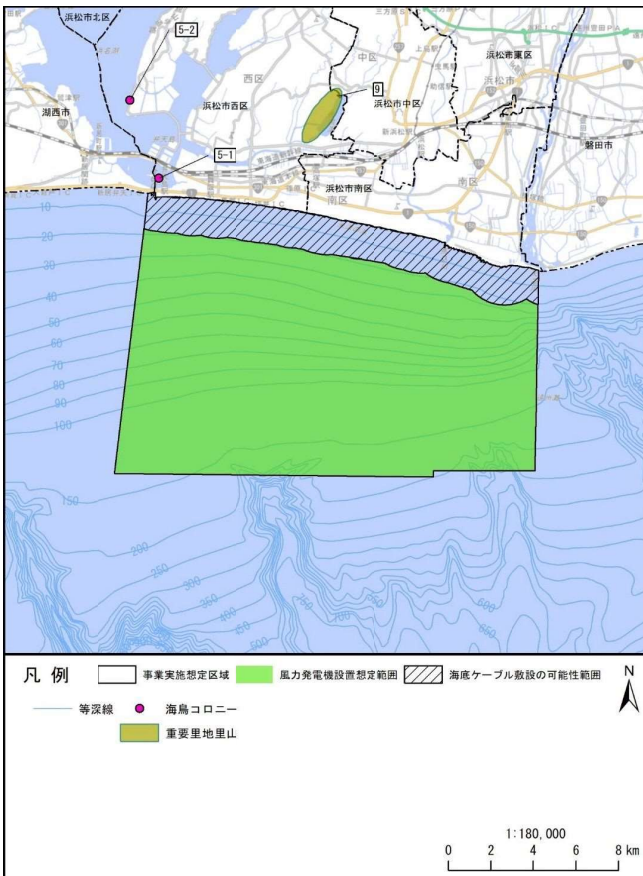


注目すべき生息地（陸域）

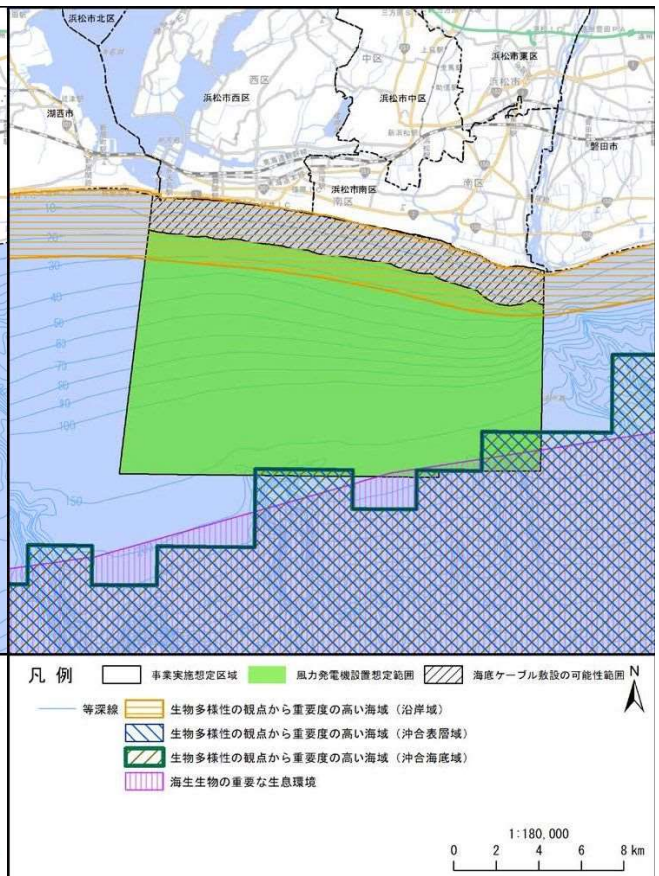
21



注目すべき生息地（陸域）



注目すべき生息地（陸域）



注目すべき生息地（海域）

22

4. 調査、予測及び評価の結果

配慮書(p4 3-40～43)

③-2 動物（陸域）

◆予測・評価

哺乳類（コウモリ類）について、内陸部を主な生息環境や渡りのルートとする重要な種については、陸域の設置や改変は行わない計画であることから、重大な影響の可能性は低いと評価する。一方、長距離移動を行う重要な種及び海洋、沿岸等の海域を主な生息環境や渡りのルートとする重要な種については、事業実施想定区域内において採餌場、繁殖地、空域の利用が想定されることから、施設の存在及び施設の稼働による重大な影響の可能性があると評価する。

また、事業実施想定区域の一部に海鳥の重要野鳥生息地（MBA）が含まれていることにより、重要な越冬場所や渡りのルートとして利用している等、海鳥の分布の可能性が考えられることから、施設の存在及び施設の稼働による重大な影響が生じる可能性があると評価する。

なお、上記の状況を踏まえ、今後の環境影響評価手続き及び詳細設計において、以下に示す事項に留意する。

[留意事項]

- ・哺乳類（コウモリ類）及び鳥類の生息状況を現地調査等により把握し、また、重要な種及び注目すべき生息地への影響の程度を適切に予測し、必要に応じて環境保全措置を検討する。
- ・渡りの移動ルートに留意し、移動状況を把握できるよう調査を実施し、事業による影響の予測を行い、必要に応じて環境保全措置を検討する。

4. 調査、予測及び評価の結果

配慮書(p4 3-57～59)

③-2 動物（海域）

◆予測・評価

海域を生息域とする重要な種については、地形改変及び施設の存在並びに施設の稼働による生息環境の変化が生じることから、重大な影響が海域の一部で生じる可能性があると評価する。

また、事業実施想定区域及びその周囲には、生物多様性の観点から重要度の高い海域及び海生生物の重要な生息環境が存在し、限られた範囲ではあるが、影響が生じる可能性があると評価する。

なお、上記の状況を踏まえ、今後の環境影響評価手続き及び詳細設計において、以下に示す事項に留意する。

[留意事項]

- ・今後実施する現地調査において、事業実施想定区域及びその周囲における海域に生息する動物の分布状況について把握したのちに、事業による影響の予測を行い、必要に応じて環境保全措置を検討する。

4. 調査、予測及び評価の結果

配慮書(p4 3-60～63)

④-1 植物（海域）

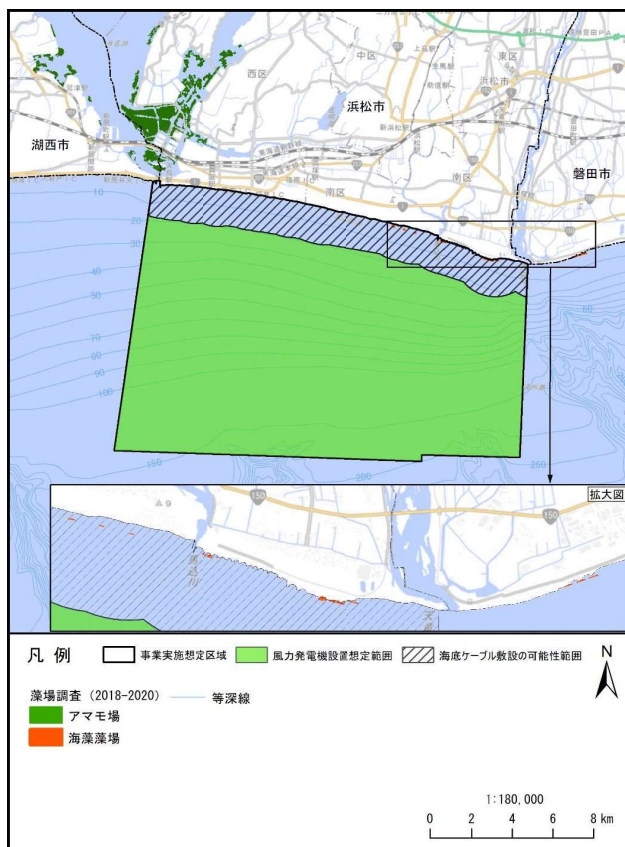
◆調査結果

①海域に生育する植物

・事業実施想定区域及びその周囲では、海藻草類のコアマモ1種が重要な種として確認された。

②藻場の分布状況

・事業実施想定区域の周囲である浜名湖にアマモ場が、天竜川河口付近の沿岸に海藻藻場が若干存在する。



25

4. 調査、予測及び評価の結果

配慮書(p4 3-64)

④-2 植物（海域）

◆予測・評価

海域に生育する植物については、内湾や河口の浅海域に生育する種であることから、重大な影響の回避又は低減が図られていると評価する。

なお、上記の状況を踏まえ、今後の環境影響評価手続き及び詳細設計において、以下に示す事項に留意する。

[留意事項]

- ・今後実施する現地調査において、事業実施想定区域及びその周囲における植物の生育状況について把握したのちに、事業による影響の予測を行い、必要に応じて環境保全措置を検討する。

26

4. 調査、予測及び評価の結果

⑤-1 景観

◆調査結果

本事業で設置を想定している風力発電機の高さは最大335mであることから、調査地域は、垂直見込角が1.0度以上になると想定される事業実施想定区域から19.2kmの範囲とした。

①主要な眺望点

・事業実施想定区域及びその周囲にある主要な眺望点の分布状況は、中田島砂丘等が30地点を選定した。

配慮書(p4 3-65, 66, 69)



27

4. 調査、予測及び評価の結果

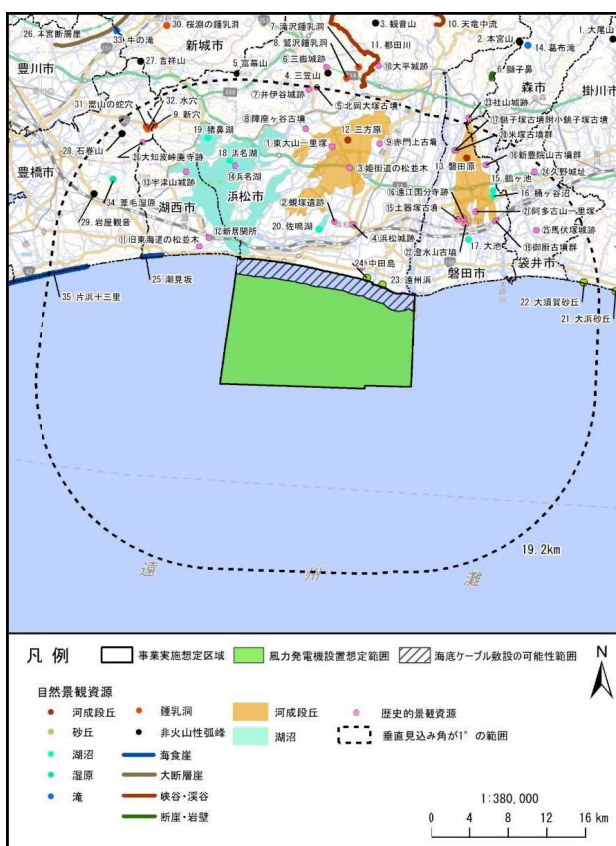
⑤-2 景観

◆調査結果

②景観資源

・事業実施想定区域及びその周囲にある景観資源の分布状況は、自然景観資源が35地点、歴史的景観資源が26地点を選定した。

配慮書(p4 3-67, 68, 70)



28

4. 調査、予測及び評価の結果

配慮書(p4 3-71~75)

⑤-3 景観

◆予測・評価

① 主要な眺望点及び景観資源の直接改変の程度

主要な眺望点及び景観資源は、いずれも事業実施想定区域に含まれず、直接的な改変が生じないことから、重大な影響はないと評価する。

② 主要な眺望景観の変化の程度

主要な眺望点からの風力発電機の視認可能性について、ほとんどの主要な眺望点から風力発電機が視認される可能性がある。

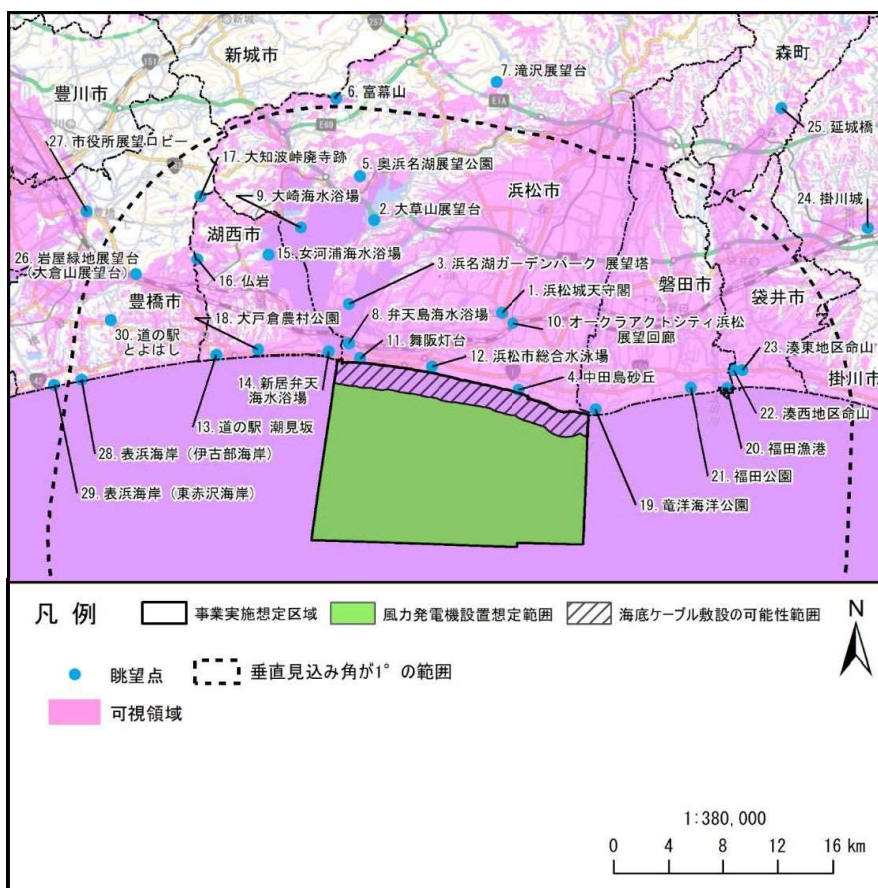
風力発電機の見えの大きさ（垂直視野角）が最も大きい主要な眺望点は、「中田島砂丘」で最大約10度となり、見え方は「めいっぱい大きくなり、圧迫感を受けるようになる。」と予測する。また、事業実施想定区域に近い海岸沿いにある主要な眺望点も約8度以上と大きくなっていることから、眺望景観の変化が生じる可能性がある。よって、これらの主要な眺望点への重大な環境影響が生じる可能性があるとして評価する。

なお、上記の状況を踏まえ、今後の環境影響評価手続き及び詳細設計において、以下に示す事項に留意する。

[留意事項]

- 主要な眺望点の主眺望方向や主眺望対象、眺望点の利用状況を踏まえて、風力発電機の配置等を検討する。
- 事業による主要な眺望景観への影響について予測し、必要に応じて環境保全措置を検討する。

29



主要な眺望点の周囲の可視領域

4. 調査、予測及び評価の結果

配慮書(p4 3-76~78)

⑥-1 人と自然との触れ合いの活動の場

◆調査結果

・事業実施想定区域及びその周囲における主要な人と自然との触れ合いの活動の場は、中田島砂丘、竜洋海洋公園等が20地点及びサーフィンのポイントを選定した。



31

4. 調査、予測及び評価の結果

配慮書(p4 3-79)

⑥-2 人と自然との触れ合いの活動の場

◆予測・評価

主要な人と自然との触れ合いの活動の場は、いずれも事業実施想定区域に含まれず、直接的な改変が生じないことから、重大な影響はないと評価する。

なお、上記の状況を踏まえ、今後の環境影響評価手続き及び詳細設計において、以下に示す事項に留意する。

[留意事項]

- ・主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況を踏まえ、事業による主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響について予測し、必要に応じて環境保全措置を検討する。

32

ご清聴ありがとうございました。

(仮称) 浜松市沖洋上風力発電事業 計画段階環境配慮書
に関する市長意見 (案)

I 全般事項

1 環境に配慮した計画の検討

計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)では、発電設備の基数、配置及び基礎構造(以下「配置等」という。)や、海底ケーブルの敷設位置等の具体的な計画が決定されていないことから、環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)においては、発電設備の配置等、海底ケーブル等の敷設位置等の具体的な計画を示した上で、本事業により影響を及ぼすおそれのある環境要素を選定すること。

また、選定した環境要素への影響について調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえ必要に応じて計画の見直しを行うこと。

2 最新の知見の導入について

今後の事業計画の検討に当たっては、風力発電設備や環境保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響の回避、低減に努めること。

3 陸域の事業計画について

配慮書では、海底ケーブルが接続する陸域の施設が事業実施想定区域に含まれていないが、本事業計画のため一体的に整備される陸域の施設についても事業の一部と考えられることから、方法書以降の図書においては陸域の施設についても海域の施設と同様に調査・予測・評価を行うこと。

4 他の風力発電事業との関係について

事業実施想定区域及びその周辺において他の風力発電事業が計画されていることから、可能な限り情報収集を行い、想定される累積的影響について考慮すること。

5 想定区域の既利用者の意見を踏まえた事業計画について

発電設備、海底ケーブル等の設置により、想定区域における漁業、船舶の利用等に影響を及ぼすことが懸念されるため、既利用者や地域住民に対し、事業内容や事業がこれらに及ぼす影響について説明し、意見を聴取した上で、具体的な事業計画を検討すること。

6 地域住民等に対する情報提供について

本事業の実施に関しては、地域住民、土地所有者及び関係団体等に対して、環境影響評価の調査結果等について、積極的な情報提供や丁寧な説明を行い、合意形成を図ること。

7 大型化する台風・南海トラフ地震等を考慮した設計について

地球温暖化の進行に伴い、これまでより大型で強い勢力をもった台風が発生するとの知見があり、また、本市の海岸域では南海トラフ地震による津波の発生が予想されている。これらの自然災害による風力発電設備の倒壊・破損や、倒壊した設備

による海底や海岸への被害が懸念される。

このため、設備の設計に当たっては、想定区域とその周辺の今後の気象状況や、予想される地震・津波災害の影響を考慮すること。また、設備が倒壊した場合には、倒壊した発電設備が陸域に流入することによる被害が生じないよう配慮した設計とすること。

8 事業計画の見直しについて

下記の個別事項について、環境影響を回避又は十分に低減できない場合には、風力発電設備の配置等の再検討、事業実施想定区域の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

II 個別事項

1 騒音、超低周波音及び風車の影について

事業実施想定区域の周辺に住宅が存在しているため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、騒音及び超低周波音、風車の影による影響を回避、低減するよう配慮すること。

2 動物、植物、生態系について

- (1) 遠州灘海岸、天竜川、浜名湖へはコアジサシが飛来し、天竜川中州、遠州灘海岸での営巣が確認されている。工事の実施や発電設備の存在及び稼働が、コアジサシの飛来や繁殖に影響を及ぼす懸念があることから、専門家の指導を受けたうえで調査、予測及び評価を行い、影響を回避・低減するよう配慮すること。
- (2) 事業実施想定区域とその周辺には、重要野鳥生息地の浜名湖・遠州灘が存在し、多くの鳥類が生息している。工事の実施、発電設備の稼働や存在により、バードストライク等の影響を及ぼす懸念があることから、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家の指導を受けたうえで調査、予測及び評価を行い、影響を回避・低減するよう配慮すること。
- (3) 事業実施区域及びその周辺は市指定天然記念物「浜松海岸のアカウミガメ及びその産卵地」に指定されている。工事の実施時及び施設の稼働時に発生する騒音、振動、海水の濁り及び海流の方向、流速、水温等の海況の変化や照明により、アカウミガメの生息、上陸、産卵に影響を及ぼすことが懸念されることから、専門家の指導を受けたうえで調査、予測及び評価を行い、影響を回避・低減するよう配慮すること。
- (4) 発電設備の存在により、海流の方向、流速、水温等の海況が変化し、海況に依存する動植物の生態系に影響を及ぼすことが懸念されることから、海中の生態系及び海況について調査、予測及び評価を行い、影響を回避・低減するよう配慮すること。

3 景観、人と自然とのふれあいの活動の場について

- (1) 市の海岸には日本三大砂丘の一つである中田島砂丘が存在し、風によって描かれる風紋と一面に広がる遠州灘を望むことが出来る。この雄大な景色から、映画やプロモーションビデオの撮影地として利用されるほか、砂丘の西隣は浜松まつりの凧揚げ会場であり、市の主要な観光資源の一つとなっている。

これらをはじめとした市の景観資源の利用に大きな影響を及ぼす可能性があることから調査、予測及び評価を行い、影響を回避・低減するよう配慮すること。

- (2) 市沿岸の遠州灘は波・風に恵まれ年間を通して温暖であり、サーフィン等マリンスポーツの聖地として推進イベントや大会の誘致を行っている。

発電設備の設置による海流の変化等により、これらマリンスポーツによる海域の利用に影響を及ぼすことが懸念されることから、想定区域とその周辺の海流の変化について、調査、予測及び評価を行い、影響を回避・低減するよう配慮すること。

- (3) 日常における景観の変化が地域住民にとっては重要と考えられることから、調査対象地点として主要な眺望点の他に生活の場からの眺望点を加えて、景観の変化に関する調査、予測及び評価を行うこと。

4 廃棄物等

事業終了後に発電設備、海底ケーブル等を撤去する場合、大量の廃棄物の発生が想定され、この廃棄物が環境に影響を及ぼすことが懸念されることから、その処分方法等を事前に検討し、廃棄物が影響を及ぼす環境要素について調査、予測及び評価を行い、影響を回避・低減するよう配慮すること。